大阪府告示第568号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第６条第１項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置が必要な区域を指定する。

令和８年４月６日

大阪府知事　吉村　洋文

１　要措置区域

門真市松葉町327番１、414番、415番、584番３、625番３、632番、704番、710番、711番１及び1078番２の各一部

２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第１項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、1,2–ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及び六価クロム化合物

３　指示措置

地下水の水質の測定及び原位置封じ込め又は遮水工封じ込め